

町の障がい福祉をご紹介します！

☐問い合わせ
福祉課 ☎内線 236

町では、障がい者支援の一環として次のような取り組みを行っています。
日ごろのお困りごとを相談できるような場もありますのでご利用ください。
(今回はご紹介できませんでしたが、この他にも様々な支援があります。)



障がいを抱えた人のための相談の場

○出張福祉相談会（真鶴会場）

障がいを抱えている人、その人を支援している人を対象に、日常生活や障害福祉サービス利用のことなどについての相談を「おだわら障がい者総合支援センター（クローバー）」の相談員がお受けします。
第3火曜日（※）午前10時から正午までの時間帯で町民センターにて実施しています。

※祝日と重なると日にちが変更となります。

詳細は当該月の広報真鶴「いそひよカレンダー」をご確認いただくか、役場福祉課へお問い合わせください。なお、偶数月の広報真鶴には2か月分のスケジュールと湯河原会場のスケジュールも併せて掲載しています。

【12月の出張福祉相談会】

日 時：12月19日（火）午前10時から正午まで

場 所：町民センター機能回復訓練室

★予約なしで利用できます

☐問い合わせ おだわら障がい者総合支援センター「クローバー」 ☎35・5258

障がいを抱えた人を助ける「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している人、内部障がい、難病の人、妊娠初期の人など外見からは分からないけど支援が必要な人たちのために「ヘルプマーク」というものがあります。

このマークは周りの人たちに対し、支援が必要であることへの目印となり、神奈川県では平成29年3月から導入されました。

◇配布対象者

県内在住で義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、難病の人、妊娠初期の人など支援や配慮を必要としている人。

※障がい者手帳や医師診断書などの提出は不要です。

◇ヘルプマークをつけた人を見かけたら…

- ・電車、バスの中で席をお譲りください。
- ・駅や商業施設などで声かけの支援をお願いします。
- ・災害時に安全に避難するための支援をお願いします。

「ヘルプマーク」は
役場福祉課の窓口
で配付しています。



Check!!

12月3日～12月9日は「障害者週間」です！

国では、毎年12月3日から9日を障害者週間と定めています。障害者週間は、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられました。

期間中には県内各地でもさまざまな行事などが行われます。